

## イベント実施協定書（標準例）

中部森林管理局長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、ふれあい推進事業によるイベント実施に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### 第 1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力に基づき、共催等によりイベントが円滑に実施されることを目的とする。

### 第 2（イベントの実施）

- 1 乙は、当協定書第 15 に定める協定有効期間内に、以下のイベントを中部森林管理局〇〇森林管理署の国有林において実施するものとする。
- 2 〇〇国有林 イベント名「〇〇〇〇〇〇」（複数回実施の場合は全て列記）

### 第 3（イベントの実実施計画書の提出）

乙は、イベントの実施にあたって、別紙様式（5）によりイベント実施計画書を作成し、甲と調整のうえ、協定締結から 14 日以内に甲に提出するものとする。また、イベントの内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

### 第 4（活動の報告）

乙は、イベント実施について、別紙の様式（6）により、イベント実施 30 日後までに甲に報告するものとする。

### 第 5（イベントの実施）

- 1 乙は、実施計画書及び別紙の実施仕様書に沿ってイベントを実施するものとする。
- 2 甲、乙は適切な連絡調整を図りながら、イベントの円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、イベントを行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合は、その法令等による規定を遵守し、活動を実施するものとする。

### 第 6（情報の保持）

乙は、イベントの実施により知り得た個人情報について、他に漏らしてはならない。

### 第 7（入林の際の連絡調整）

乙は、入林する場合はその都度、事前に当日の責任者名、入林者数、内容、入林期間等を甲または

現地を管轄する森林管理署等に書面（FAX も含む）により連絡し、必要な調整を行うものとする。

#### 第 8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、イベントごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、イベントの実施箇所について事前調査を実施し、安全に対して適切な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、本協定に基づくイベント参加者の安全を責任をもって確保するものとし、イベント実施中の事故についての一切の責任を負うものとする。

#### 第 9（経費の負担）

イベントの実施に要する経費は、乙が負担するものとする。また、参加費の徴収、管理は乙が行うものとする。

#### 第 10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及びイベントにより生ずる全ての権利を有しないものとする。

#### 第 11（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、イベント実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害またはその他の被害が発生し、または発生の恐れがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、当該箇所及びその周辺における火災防止に十分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、イベント参加者に対して、イベントに伴うゴミの始末等に注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

#### 第 12（損害賠償）

乙は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合は、これに相当する金額を補償するものとする。

#### 第 13（イベントの円滑な実施への協力）

甲は、イベントが円滑に実施されるよう、イベントの開始に当たっての現地案内及び説明並びに実施計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

#### 第 14（協定の破棄）

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合甲は事前に通知するものとする。

- 1 イベントの実施に当たり法令等に違反する行為が見られた場合
- 2 協定に基づいたイベントの実施の見込みがない、またはイベントの円滑な実施に著しい支障が生じると認められる場合

- 3 イベントを実施する国有林野の全部または一部を、国または地方公共団体において公共用、公用または国の公益的事業のように供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、または支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 協定イベントの実施団体の条件の全部または一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適當であると認められる場合

#### 第 15 (協定の有効期間)

この協定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで効力を有するものとする。

#### 第 16 (その他必要と認められる事項)

この協定の実施に付き疑義の生じた事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、両名記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 中部森林管理局長 印

(乙) ○○○○○○○○ 代表  
住所  
氏名 印

## イベント実施仕様書

### (目的)

第一条 このイベントは森林ふれあい推進事業の一環として実施しているものであるので、乙は、イベントの参加者にとって安全かつ意義あるものになるよう誠意をもってその実施に当たらなければならない。

### (保険の加入)

第二条 乙は、イベント実施に当たりイベント参加者を保険に加入させるものとする。

### (参加費の設定等)

第三条 乙は、インストラクター等の直接人件費および交通費、保険料、通行料、施設利用料、資機材等の提供に要する経費、消費税相当額から算出した実費により一人当たりの参加費を設定するものとする。

三-2 イベント実施にかかる費用は、乙において各社等に対し支払うものとする。

### (参加者の募集)

第四条 参加者の募集は乙が行うものとする。なお、乙は、参加者の募集に当たり、募集用案内の案を1部作成し、甲に提出するものとする。

四-2 定員は○名、最小催行人数は△名とし、△名に満たない場合もしくは○名を超えた場合であっても、甲乙協議の上同意できた場合は催行するものとする。

### (参加者の把握、参加費の徴収およびキャンセルの取扱い)

第五条 参加者の把握は乙が行うものとする。また、甲に申込があった場合は速やかに乙へ連絡し、申込状況について意思疎通を図るものとする。

五-2 参加費の徴収、管理は乙が行うものとし、キャンセルが発生した場合の返金等についても乙が示す基準で実施するものとし、募集用案内に明記して周知するものとする。

五-3 参加者が確定し、実施〇〇日前には集合場所・時間や参加に当たっての諸注意、キャンセルの場合の取扱、当日の連絡先等を周知するものとする。

### (荒天等によるイベントの中止・延期)

第六条 荒天等によりイベントの中止・延期が必要となった場合は、乙は甲と協議してその取扱いを決定し、速やかに参加者に連絡するものとする。

なお、中止・延期に伴い発生する一切の経費は乙の負担によるものとし、参加費の返還は乙の

責任において実施するものとする。

(安全講話の実施)

第七条 乙は、イベントの当日参加者に対し安全講話を実施するものとする。

(安全の確保)

第八条 乙は、イベントの実施中気象の変化等に注意し、参加者の安全確保を図らなければならない。

(緊急体制の整備)

第九条 乙は、イベント参加者の負傷発病に対し迅速かつ適切な措置がとれるよう、緊急体制を整備しておかなければならない。

(立木竹の保護)

第十条 乙は、イベント実施箇所等の立木竹および施設等に対する人為的損傷を防止するよう努めなければならない。

(山火事防止等の措置)

第十一条 乙は、イベント参加者に対し、たばこの投げ捨て禁止等、火の始末の注意を呼びかけ、山火事防止に万全を期すとともに、万一山火事が発生した場合には直ちに消防機関および甲に連絡しなければならない。

十一-2 乙は、イベント実施に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、環境美化に努めるものとする。